

退職される方へ

退職時の住民税の納付方法について

住民税は、ご本人の1月1日における住所地の市町村から事業所へ送付されてくる6月分～翌年の5月分に掛かる徴収税額決定通知書に基づいて毎月の給与から徴収し事業所を通じて各市町村へ納付しています。この納付方法を住民税の「特別徴収」といいます。これに対し市町村からご本人へ納付書が送付されご自身で金融機関等の窓口で納付する方法を「普通徴収」といいます。

本学を退職される方は、給与からの特別徴収が出来なくなりますので、5月分までの残った税額分は、下記の方法で納付致します。

内容をご確認後、記名のうえ各部局の担当者へ提出して下さい。

記

・1月～5月に退職される方について

退職手当から一括徴収致します。但し、住民税の残額が退職手当額を上回っている場合は普通徴収に変更となります。また、退職手当から一括徴収できるのは5月分までの住民税です。6月以降の住民税は、各市町村より納付書が届きますので、ご自身で金融機関等の窓口で納付いただくか、次の勤務先で特別徴収の申請を行ってください。

・6月～12月に退職される方について

普通徴収に切り替え致します。各市町村より納付書が届きますので、ご自身で金融機関等の窓口で納付いただくか、次の勤務先で特別徴収の申請をしてください。

退職日 _____ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
所属部局等 _____
職員番号 _____
氏 名 _____

お問い合わせ先：総務部職員課給与支給係
TEL：098-895-8062